

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務に従事する者に守秘義務を課し、特定個人情報の管理を徹底する。国民健康保険システム(Acrocity住民情報システム)及び国民健康保険税課税システム(Acrocity住民情報システム)を総括的に管理する一部事務組合に対して、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止について指導を行う。

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険事務を実施している。 特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者(擬制世帯主含む)資格管理に関する事務 ②被保険者証及び限度額認定証等の発行事務 ③保険給付等に関する事務</p> <p>④<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課している。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務 ①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税納税通知書等の送付に関する事務 ③国民健康保険税の減免に関する事務 ④国民健康保険税の納税証明等に関する事務 ⑤納税義務者の課税情報の管理・調査に関する事務</p>
③システムの名称	Acrocity国民健康保険システム、国保総合システム、高額療養費支給システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー、Acrocity国民健康保険システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16,30の項 2.国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の1,2,3,4,5,9,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の27,42,43,44,45,46項</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

芝山町役場 総務課 行政係
〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地
0479-77-3901**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

芝山町役場 町民税務課 国保年金係・課税係
〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地
0479-77-3913、0479-77-3915

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity国民健康保険システム、国保総合システム、高額療養費支給システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー、Acrocity国民健康保険税システム	Acrocity国民健康保険システム、国保総合システム、高額療養費支給システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー、Acrocity国民健康保険税システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	芝山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	芝山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項) (情報照会の根拠): (27,42,43,44,45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条) (情報照会の根拠): (20,25,26条)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の1,2,3,4,5,9,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、第60条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の27,42,43,44,45,46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	「IV リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月5日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和2年6月5日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和2年6月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険事務を実施している。 特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者(擬制世帯主含む)資格管理に関する事務 ②被保険者証及び限度額認定証等の発行事務 ③保険給付等に関する事務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険事務を実施している。 特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者(擬制世帯主含む)資格管理に関する事務 ②被保険者証及び限度額認定証等の発行事務 ③保険給付等に関する事務 ④<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月5日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16.30の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16.30の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 3.国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月5日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の1,2,3,4,5,9,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、第60条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の27,42,43,44,45,46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の1,2,3,4,5,9,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、第60条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の27,42,43,44,45,46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年7月16日	II しい値判断項目 1.対象人数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月16日 時点	事後	
令和3年7月16日	II しい値判断項目 2.取扱者数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月16日 時点	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16.30の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 3.国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16.30の項 2.国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の1,2,3,4,5,9,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、第60条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の27,42,43,44,45,46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の1,2,3,4,5,9,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の27,42,43,44,45,46項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年10月15日	II しい値判断項目 1.対象人数	令和3年7月16日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II しい値判断項目 2.取扱者数	令和3年7月16日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II しい値判断項目 1.対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II しい値判断項目 2.取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	